しんなか法人

消費税期限内納付



2020.9.1

(題字 故髙見澤顧問 筆)

企業の繁栄、社会への貢献、新たな時代をいきいきと 魅力ある法人会を目指して



道の駅ファームス木島平へお越しください

道の駅ファームス木島平には、そば屋・カフェ・直売所があります。

木島平村産のそば粉と地元の清らかな水、つなぎに北信地方でのみ使用される貴重な雄山火口(オヤマボクチ:ヤマゴボウの葉)を使い、二八で打ち上げた風味豊かでのど越しよく、噛み応えのある手打ちそば「名水火口そば」は自慢の一品です。

また、館内や芝生広場には子供が遊べるスペースや木製遊具が設置されており、観光客だけではなく、近隣の皆さんも楽しめる施設となっております。

☆第8回通常総会開催・青年部女性部通常総会
· 第 8 回県連通常総会·台風19号災害見舞金寄附… 2
み新任本いさつ 信漕山竪税務署長

A WILL STORY TO THE STORY TO S	
・信濃中野税務署人事異動	3
☆青年部女性部租税教育活動·青年部社会貢献活動	4
☆税務署からのお知らせ······5 ~ %	8
☆委員会・部会だより・行事予定一覧9~1	10
☆お知らせ···········1	12

みんなで回覧しましょう!!

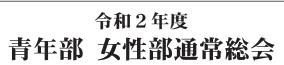
次

第8回 通常総会開催

令和2年度第8回通常総会が、去る5月28日に中野市の「柳長ホール」において開催されました。本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大という中で、信濃中野税務署をはじめ行政、友誼団体、商工業界団体などの来賓にはご案内せず、感染症の拡大防止策を講じながら、総会行事のみの開催とし、記念パーティーも中止としました。



議案は、令和元年 度事業、令和2年度 事業計画及び収支予 算、令和3年度税制 改正要望書の報告事 項3件。審議事項と して令和元年度財務 諸表の承認が、で承認 れも全会一致で表 され、令和2年度が スタートしました。



令和2年度青年部通常総会は、書面決議の 方法により、令和元年度事業報告及び収支決 算報告、令和2年度の事業計画及び収支予算 案が原案どおり決定されました。

また、女性部の通常総会も書面決議の方法により、令和元年度事業報告及び収支決算報告、令和2年度事業計画及び収支予算案が原案どおり決定されました。



なお、阿部武義氏と小田孝志氏への全国法人会 総連合からの功労者表彰を、小林会長から伝達い たしました。



第8回 県連通常総会

一般社団法人長野県法人会連合会の第8回 通常総会は、令和2年6月9日に長野市で開催する予定とされていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年度の総会は書面決議の方法とされ、上程議案4件は全て原案どおり了承、承認されました。

台風19号 災害見舞金寄附

令和元年10月の台風19号災害の見舞金を、全国 法人会総連合、長野県法人会連合会及び県内6法 人会(諏訪、伊那、飯田、木曽、松本、大北)から見舞金の拠出があり、会員企業に被災のあった 県内4法人会(長野、佐久、上田、信濃中野)に 見舞金をいただきました。

信濃中野法人会管内では、飯山市と中野市にお



いて台風19号災害で会員企業に大きな被害がもたらされました。

台風19号災害時には、被災会員企業の復旧、復 興にボランティア活動などで社会福祉協議会には ご尽力いただきました。これらのことから、当法 人会がいただいた台風19号災害の見舞金を、飯山 市と中野市の社会福祉協議会へ寄附をしました。



新任あいさつ



この度の人事異動で、信濃中 野税務署長を拝命いたしました 大原でございます。

埼玉県の所沢税務署から転任 してまいりました。

長野県での勤務はこの異動で 2度目になります。1度目は、

平成22年に木曽税務署で総務課長をしておりましたので、久しぶりの長野県勤務となり、懐かしく、大変うれしく思っております。

前任署長の中村同様、よろしくお願いいたします。 一般社団法人信濃中野法人会の皆様方には、日 頃から、税務行政に対しまして深いご理解と多大 なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 貴会は、日頃から正しい税の知識の普及や納税意 識の高揚を図るため、各種研修会、講演会等を開 催するほか、次世代を担う子供たちが税の重要性 を正しく理解し、関心を持てるよう、青年部の方 々を中心に小学校において、租税教室の講師を務 めていただくとともに、女性部が主体となって「税 に関する絵はがきコンクール」を実施するなど、 租税教育の推進に大変積極的に取り組んでおられ ます。

感謝申し上げるとともに、引き続き、租税教育の推進にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、税務関係では「自主点検チェックシート」 を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組は、企業の内部統制や経理能力の水準を 向上し、適正な申告につなげていただくというも

信濃中野税務署長 大原 一也

のですが、この取組は、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために極めて有意義な取組であるとともに、平成27年4月から国税庁の後援事業になっており、税務署といたしましても、法人会の皆様と連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、昨年10月には、消費税率の10%への引上げと軽減税率制度が実施されました。大きな混乱もなく、これらの制度を実施できたことは、法人会の皆様方のご理解とご協力のおかげであると、感謝申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、法定調書の 光ディスク等による提出義務基準の引下げが令和 3年1月から適用されることから、添付書類を含 めた申告書等の電子化促進のための環境整備を図 っていくこととしています。

法人会の皆様におかれましても、e-Taxの 更なる利用拡大についてご理解とご協力をお願い 申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業要請や外出自粛等に伴い社会活動が抑制され、法人会の皆様方も大変ご苦労されているものと存じますが、各業界で経済的にも大きな影響を及ぼしております。皆様方には、地域や業界等が一体となり、この苦難を乗り越えていただきたいと切に願っております。

結びになりますが、一般社団法人信濃中野法人会並びに会員企業の益々のご発展とご繁栄、併せて会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

信濃中野税務署 人事異動 幹部職員等の状況 (令和2年7月10日付)

	職	名			氏	名		旧所属
署			長	大	原	_	也	所沢税務署
総	務	課	長	津ク	(井	哲	也	留任
管理運営	部門	統括国税	徴収官	早][[斉	長野税務署
個人課稅	部門	統括国税	調査官	長	嶋		統	留任
法人課稅	部門	統括国税	調査官	鬜			智	関東信越国税局
法人課稅	部門	上席国税	調査官	黒	鳥	浩	晴	留任
総	務	係	長	山	崎	真	介	信濃中野税務署

転出者

職	名	氏 名	新 所 属
署	長	中 村 章	退職
管理運営部門	統括国税徴収官	戸加理順	本庄税務署
法人課税部門	統括国税調査官	羽生田 英 幸	松本税務署
総務	係 長	田中幸広	退職

(敬称略)

社会貢献活動 青年部·女性部 和说题介含语则

「税知識の普及、納税意識の高揚」は法人会の目的として掲げた崇高な基本理念であります。その原点に立ち返り、全国法人会総連合青年部が主体となって取り組む「租税教育全国行動~今、子供たちに何を伝えられるか~」のスローガンの下、青年部が「租税教室」を開催しています。

青年部では平成26年度から本事業に取り組み、管内24小学校のうち5校程度(実施学校未定)で開催することにし、なお、女性部が主体となって「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。「租税教室」などを通じて、その知識や感想を絵はがきにすることで、より

理解を深めてもらうことを目的とし、優秀な応募作品を 表彰しています。

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、 学校が休校となった期間もあって、今だ「租税教室」 を実施しておりませんが、依頼に応じ青年部員などが 講師となりDVDを活用しながら税の身近な質問を児 童にするなど和やかに実施いたします。

また、女性部では「税に関する絵はがきコンクール」への応募も児童にPRしてまいりますが、方法等については現在検討中であります。

令和元年度 絵はがきコンクール応募作品の審査結果

・応募校:中野市立豊井小学校、 飯山市立秋津小学校、

栄村立栄小学校

· 応募作品: 43作品

栄小 宇佐美千晴 信濃中野法人会長賞



◎受賞者









令和元年度は、年度末に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各小学校が休校となっていたため受賞者の 表彰に出向く機会を作ることができなかったので、学校に依頼し受賞者へ賞状と記念品をお渡しいただきました。

青年部社会貢献活動 少年野球などへ公式球贈呈

法人会の地域への社会貢献活動は、法人会事業の大きな柱の一つです。

青年部では、地域社会貢献活動の一環として青少年の 健全育成に寄与すべく、管内の少年野球・少女ソフトボ ール24チームと6連盟に公式球30ダースを贈りました。

例年、3月に各連盟からの代表を招き贈呈式を行っておりましたが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3月には贈呈式を開催することができ

なかったことから、中野市ちびっ子野球連盟、みゆき 野少年野球連盟、山ノ内町少年野球連盟、山ノ内町少 女ソフトボール連盟、中野シニアリーグ、飯山リトル シニアリーグみゆき野クラブの参加する大会時、全員 練習日などに出向き、代表者やチームの主将へ激励の 言葉とともにボールを贈呈しました。

法人会では、今後も地域の青少年の活動を支援して まいります。







税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が、国会で成立し、公布・施行され、緊急に必要な税制上の措置として、主に以下のような措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、収入に相当の減少があった事業者の国税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられました。

詳細は、別掲のリーフレット「納税の猶予をご利用ください」をご覧ください。

なお、事前のご相談は、まずは、関東信越国税局猶予相談センター (0120-948-249) にお電話でご相談ください。

2 欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

資本金1億円超10億円以下の企業の一定期間内に生じた青色欠損金について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が可能となりました。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えられました。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

5 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的又は民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることとされました。

上記及び上記以外の措置の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ掲載場所】

「ホーム」 ⇒「新型コロナウイルス感染症関連情報 特集:新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」 ⇒ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の申告や納税、そして、期限までに申告等が困難な方々の 為の個別の申告期限延長の手続などに関して寄せられた質問等を以下のとおり「FAQ」として取りまとめ、公表してい ますので、参考としてください。

1 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ 法人税に関する取扱いの一部をご紹介します。「新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化した場合に行う 役員給与の減額」についてです。

詳細は、別掲「問6及び6-2 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額」をご覧ください。

なお、ここで、ご注意いただきたい点があります。減額した役員給与を一定期間経過後に元の支給額に戻す場合、それは増額の改定に該当しますので、その増額の部分は定期同額給与に該当しないことになり損金に算入できませんので、注意が必要です。

元に戻す場合は、通常改定(事業年度開始の日から3か月以内の株主総会等での改定)で行ってください。

2 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

申告期限等を個別延長する場合の具体的な手続をご紹介します。

別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書(中間申告書も同様です。)の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

記載例は、別掲「書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例」をご覧ください。

上記「FAQ」の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ掲載場所】

「ホーム」 ⇒「新型コロナウイルス感染症関連情報 特集:新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」 ⇒ 「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」

財務省·国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

[特例制度版]

を売の置すをご用した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難 が猶予されます。 な場合は、税務署に申請することにより納税

- 現行の猶予の要件(幅広い方が認められます。)
- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です
- 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。
- 現行の猶予が認められると…
- ・ 原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)。
- 年8.9%→軽減後 年1.6%※)。 ・ 猶予中は延滞税が軽減されます(通常
- 令和2年中における延滞税の利率

中請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

(特例猶予)』が創設されました 納税の猶予に 『特例

1年間猶予

延滞税なし

無担保

猶予の

以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります

0

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
- 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注) が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- 一時に納税することが困難であること。
- (注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です

0

譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務 署(徴収担当)にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。 0

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

令和2年6月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」(フリ ダイヤル等)をご利用ください。

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm 【受付時間】8:30~17:00 (土日祝除く。)

9

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

又は e-Tax をご利用ください。 申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター(フリーダイヤル等) にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いします が、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。 A

こ注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です 0
- 現行の猶予が受けられる 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる 場合があります(現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。)。 0

に行いま 迅速 科 桓 の審 侧 において所 瓣 税務

猶予が認められると・・・

猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書(その1)を取得した場合は、「備 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます 考」欄に猶予中である旨が記載されます。 0 0

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認め られることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。 【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたこ とにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を 一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

国税通則法第 46 条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。 総務省:https://www.goumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html 厚生労働省:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

問6 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額〔4月13日追加〕

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中途で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が 認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

- 〇 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由(法人税法34条1項1号、法人税法施行令69条1項1号ハ)による改定に該当するものと考えられます。
 - したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。
- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員 給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や 給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならな い状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。 〔参考〕
- ・法人税基本通達9-2-13 (経営の状況の著しい悪化に類する理由)
- ・役員給与に関するQ&A(平成24年4月改訂版) [Q1] (業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い)

問6-2 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額〔4月13日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。

そのため、当面の間は、これまでのような売上げが見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の 出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するのかの見通しも立っておらず、今後、売上げが更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度の中途で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情(業績悪化改定事由)がある場合に限られると聞いています。

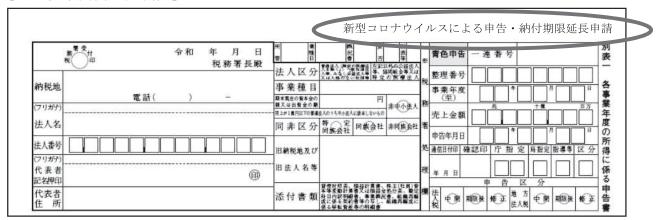
そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。
- そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財 務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。
- したがって、貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由(法人税法34条1項、2項、法人税法施行令69条1項1号八、5項2号)による改定に該当します。
- ・法人税基本通達9-2-13 (経営の状況の著しい悪化に類する理由)
- ・役員給与に関するQ&A(平成24年4月改訂版)[Q1-2](業績等の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額)

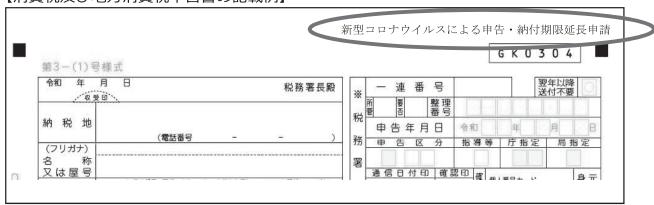
○ 書面の申告書で申告・納付期限延長を申請する場合の記載例

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【法人税申告書の記載例】



【消費税及び地方消費税申告書の記載例】



【源泉所得税(所得税徴収高計算書)の記載例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。



香員会·部会だより(命和2年)

7月29日開催の合同委員会に置いて決定された 6委員会及び部会の令和2年度事業計画は、次の とおりです。

【総務委員会】 (委員長:村松茂樹)

- ①第8回通常総会の開催 【開催済】
 - ・日時 令和2年5月28日(木)午後3時30分
 - ・会場 中野市中央二丁目「柳長ホール」
 - ・議案等 報告3件、承認1件 ほか全法連表彰伝達

来賓のご案内はせず、記念パーティーは中止 し総会行事のみとした。

②正副会長会・役員会 (理事会) の開催

第1回役員会(理事会) 【書面決議済】

・日時 5月8日(金) 第2回以降必要に応じて随時開催

③各委員会の開催

第1回委員会は合同開催:

7月29日(水)午前10時30分~ 【開催済】

・会場 中野市 北信州能力開発センター 多目的ホール

第2回以降は必要に応じて随時開催

④正副支部長・支部事務局合同会議の開催

(年1回 12月に開催予定)

- ⑤会員大会の開催
 - · 日時 令和 2 年11月13日 (金)
 - ・場所 飯山市 「飯山市文化交流館なちゅら」 記念講演会実施。大会行事の詳細については 未定。
- ⑥先進地等視察研修の実施
- ⑦大会、諸会議等への参加
 - 〇県法人会連合会通常総会 【書面決議済】
 - · 日時 令和2年6月9日(火)
 - ○第37回法人会全国大会(岩手大会):中止
 - · 日時 令和 2 年10月 8 日 (木)
 - ·会場 岩手県盛岡市
 - 〇関東信越法人会連絡協議会 役員総会

【書面決議済】

- · 日時 令和 2 年 8 月 27日 (木)
- 〇県連 理事会及び各委員会 (理事・各委員長)
- ○県連 青年部・女性部連絡協議会 (青年部長・女性部長)
- ⑧第17回会員親睦ゴルフ大会 : 中止
 - · 日時 令和 2 年 6 月 24日 (水)
- ⑨第28回会員チャリティーゴルフ大会の開催

・日時 令和2年10月1日(木) 9時03分スタート ・場所 斑尾高原カントリー倶楽部 チャリティー協力金贈呈先:木島平村

⑩その他

- ○友好法人会との交流
- ○地域社会福祉向上事業

ゴルフ大会等においてチャリティー募金活動を実施し、協力金を管内市町村の社会福祉向上のため寄贈し地域社会の福祉向上に寄与。

〇青少年健全育成事業

少年少女野球チームへ公認ボールを贈呈し、 青少年健全育成に寄与。

○租税教育推進事業

青年部小学校租税教室を開催。(管内小学校 5~6校で開催予定)

○優良図書の購入・斡旋及び研修用DVDレン タルサービス並びにインターネットセミナー の開設

【組織委員会】 (委員長:西山平四郎)

- ①会員数の管理
 - ・会員数の報告 6月末日、12月末日、3月末 日に県連へ報告。

6月末日数値を税務署へ報告。

- ・現会員数 (2年6月30日):1,027社
- ②会員増強運動の実施(会員増強月間の設定)

会員の減少に歯止めが掛からない状況から、 支部組織の強化・充実により、会員増強をより効 果的に展開する。また、一般社団化に伴い入会 可能になった個人(個人事業主)の入会勧奨も 併せて推進する。

【会員増強月間の設定】

- ・期間:令和2年8月~11月の4か月間
- ・目標値 (()内数値は昨年度目標値)

中野支部	<u>15</u>	(15)
飯山支部	<u>10</u>	(10)
山ノ内支部	5	(5)
木島平支部	2	(2)
野沢温泉支部	2	(2)
栄支部	2	(2)
計	36	(36)

- ※ 会員増強運動の取り組み
 - ・役員一人1会員の拡大運動を実行する。
 - ・青年部・女性部員による一人1部員の拡大を実現する。
 - ・新設、未加入法人に入会案内を発送し、入 会勧奨を行う。
 - ・関係友誼諸団体(税理士会、福利厚生制度 受託会社ほか)へ、会員拡大の協力依頼を 行う。

- ・任意脱会の未然防止を図る取り組みを役員 にお願いする。
- ・新入会員の令和2年度会費(初年度)は無料とする。

③加入勧奨成功表彰の実施

役員1件につき2,000円、保険受託会社(大同生命ほか)1件につき1,000円相当額の表彰を行う。

- ④会員証の掲示(玄関、事務所等)並びに会員証 シール(ブルー色)の貼付(法人税申告時)
- ⑤その他、組織の拡充に関する事業の推進。

【研修委員会】 (委員長:羽田吉彦)

①支部税務研修会の開催

支部総会時のほか、中野、飯山、山ノ内支部 は年2回、その他の支部は1回開催する。なお、 本年度の総会時における税務研修会開催はでき なかった。

現時点で今後の実施日程は未定です。開催が 決定次第お知らせします。

②決算説明会

・会場:北信州能力開発センター 多目的ホール 現時点で今後の実施日程は未定です。開催が決定次第お知らせします。

③新設法人説明会の開催

令和3年3月中に開催。

会場:北信州能力開発センター

④e-Tax研修会の開催

現時点での実施日程は未定です。開催が決定 次第お知らせします。

⑤企業の税務コンプライアンス向上の取り組みに ついて

・「自主点検チェックシート」「自主点検ガイド ブック」を配布し、企業の税務コンプライア ンス向上を促進する。

⑥優良経理担当者の表彰

- ・各支部からの推薦者を表彰する。中野、飯山、山ノ内支部は2名程度、その他の支部は1名 程度とする。
- ・11月開催の会員大会時に表彰する。

? その他関係諸団体と連携した研修会開催

必要に応じ商工会議所、商工会、北信州能力 開発センター等と共催した研修会を開催する。

【厚生委員会】 (委員長:髙木和敏)

①各種福利厚生制度の推進

・法人会福利厚生制度の推進目標を定め、受託 会社(大同生命保険、AIG損害保険、アフ ラック生命保険)と連携を密に制度の推進を 図る。

②生活習慣病予防健診(人間ドック)の実施

- ・実施日 飯山会場(飯山市公民館)2年9月11日(金)中野会場(北信州能力開発センター)2年10月22日(木)
- ・実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 長野県支部・長野健診センター

「大型総合保障制度」被保険者に補助金((A) 3,000円~(B)5,000円)及び旅費相当額を支給する。

- ③第17回会員親睦ゴルフ大会 : 中止
 - · 日時 令和2年6月24日 (水)

④第28回会員チャリティーゴルフ大会の開催

- ・日時 令和2年10月1日(木) 9時03分スタート
- ・場所 斑尾高原カントリー倶楽部 チャリティー協力金贈呈先:木島平村

⑤厚生制度推進連絡協議会の開催

- ・期日 令和2年10月日時未定
- ・場所 未定
- ⑥その他、福利厚生に関する事業を行う。
 - ・受託会社と協調のもと、県内一括で推進グッ ズを作成し福利厚生制度の推進
 - ・レンタカー割引制度の案内

【税制委員会】 (委員長:村石桂太郎)

①税制改正要望事項の取りまとめ

会員からのアンケート調査を行い、改正要望 を集約する。

全法連からの税制委員宛アンケート調査を実施し、要望に反映させる。

②令和3年度税制改正要望書について

総会での承認を経て6月初旬に県連へ提出

【提出済】

③税制改正要望全国大会へ参加

10月に開催予定であった全国大会が中止とされたことから、全法連の動向を注視しながら今後の取組みを決定する。

④管内市町村への要望活動の実施

令和2年11~12月中に実施する。

中野市、飯山市、山ノ内町へは訪問し直接要望する。

木島平村、野沢温泉村、栄村へは要望書郵送により要望する。

- ⑤税制研究会への参加、先進地研修視察などの実施
- ⑥その他、税務行政全般に関する要望、意見の具 申に努める。

【広報委員会】 (委員長:中條和彦)

- ①会報「しんなか法人」の発行
 - ・第52号(2年9月1日)、第53号(3年2月 1日)を発行する。
- ②編集会議の開催
 - ・編集会議 2年8月27日 (木) **【開催済】**
 - ·編集会議 3年1月下旬
- ③共同発行機関紙「きたしなの税のたより」の発行 第209号(5月)、第210号(1月) 税のたよりの会からの依頼により「法人会た より」として、法人会の活動状況などの原稿提 供を行う。
- ④地方紙への広告掲載
- ⑤全法連機関誌の無料配布

全国法人会連合会が発行する機関誌「法人」を、年4回(春、夏、秋、冬)全会員に無料配布する。

⑥本会ホームページの活用と情報公開の推進

インターネットを通じて、本法人会のPRと情報公開に努める。

ホームページの更新を随時行う。

⑦その他、広報活動の推進に必要な事業を行う。

【青年部】 (部長:根食 猛)

- ①令和2年度青年部通常総会【書面決議済】
- ②第28回会員チャリティーゴルフ大会への参加・ 運営協力
 - · 日時 令和 2 年10月 1 日 (金)
 - ・場所 斑尾高原カントリー倶楽部
- ③和税教育活動の実施

- ・租税教室の開催 管内小学校校で開催 (実施 校は未定)
- ④県連青年部合同例会 : 中止
- ⑤県連青年部親睦ゴルフ大会 : 中止
- ⑥「第34回法人会全国青年の集い」 : 中止
- ⑦地域社会貢献活動の実施

会員チャリティーゴルフ大会、会員大会等で チャリティー募金活動を行い、協力金を管内市 町村の社会福祉、文化芸術の振興のために寄贈。 青少年の健全育成に寄与する事業の実施。

- ⑧部員拡大
- ⑨その他
 - ・親会通常総会並びに会員大会に協力
 - 厚生制度推進に協力
 - 友好法人会との交流

【女性部】 (部長:山岸真紀子)

- ①令和2年度女性部通常総会【書面決議済】
- ②観劇ツアーの実施

県内での公演があった場合に検討する。

- ③社会貢献事業の実施
 - ・「税に関する絵はがき」の募集・表彰活動
- ④県連女性部合同例会 : 中止
- ⑤局連合同セミナーへの参加 日時未定
- ⑥「全国女性フォーラム(愛媛大会)」:中止
- ⑦部員拡大
- ⑧その他
 - ・親会及び青年部各種事業に協力
 - ・県連女性部連絡協議会事業に参加
 - ・友好法人会との交流

令和2年度 行事 予定一覧

令和2年

9月11日 (金) 生活習慣病予防健診 (飯山会場:飯山市公民館)

10月1日 (木) 会員チャリティーゴルフ大会(斑尾高原カントリー倶楽部)

10月 日 () 厚生制度推進連絡協議会(中野市「 」)

10月22日 (木) 生活習慣病予防健診(中野会場:北信州能力開発センター)

11月13日 (金) 第32回会員大会(飯山市「なちゅら」ほか)

12月日時 未定 正副支部長・支部事務局合同会議

12月日時 未定 税制改正要望活動

令和3年

1月下旬 未定 第3回広報委員会

3月日時 未定 新設法人説明会

※ 税務研修会、決算説明会については、開催日時等は未定。





生活習慣病予防健診(人間ドック)のご案内



法人会では、福利厚生事業の一環として「生活習慣病予防健診」を、充実した検査内容に定評がある(一財)全日本労働福祉協会の協力を得て行っています。オプション検査も選択でき、また、受診者には補助制度もあります。また、

一昨年度から「協会けんぽ」加入者に費用の一部を 補助する制度(コース)が追加されました。受診希 望者は配布済みの案内チラシで事務局までお申し込 みください。

●飯山会場(飯山市公民館):

令和2年 9月11日(金)午前9時~

●中野会場(北信州能力開発センター):

令和2年10月22日(木)午前8時~

SAS (睡眠時無呼吸症候群) 簡易検査のご案内

「生活習慣病予防健診」(人間ドック)でオプション検査としてSAS(睡眠時無呼吸症候群)簡易検査が受検できます。SASは主に気道の閉塞が原因で眠っている間に繰り返し呼吸が止まったり、いびきが起こっ



たりと、生活習慣病やメタボリックシンドロームと も深く関連し、高血圧や糖尿病・心疾患・脳卒中な どの合併症を引き起こすこともあります。

ご自宅でできる簡単な検査です。お心当たりのある 方はSAS簡易検査をお勧めします。詳細は事務局にお 問い合わせください。

PET/CT健診のご案内

PETとは"がん"を見つけるための新たな画像検査法です。従来のCT等の検査とは異なり、活動し

ているがん細胞を画像化して現すことが出来るもので、検査における身体への負担が少なく、正確な診断が出来るとされています。申し込み方法等詳細は事務局に問い合わせください。

インターネットセミナーの利用について

インターネットでセミナー 受講ができます。忙しくてセ ミナーや研修会に参加できな い方に最適。社内研修や経営 者の自己研鑽などに活用くだ さい。ご希望の方は当法人会



ホームページの専用サイトにジャンプし、簡単にお申込できます。利用料はかかりません。申し込み方法等詳細は配布済みのチラシをご覧下いただくか事務局にお問い合わせください。また、DVDのレンタルサービスも行っています。コンテンツも税務関係から時局経済関係まで幅広く取り揃えています。

第28回会員チャリティーゴルフ大会 が開催されます。

来る10月1日(木)に斑尾高原カントリー倶楽部において開催します。 新ペリア方式で豪華賞品は誰にもチャンスがあります。奮ってご参加ください。(〆切9月18日(金) 定員40人)



新規会員募集

法人会では、新規会員を募集しています。株式会社、有限会社、協同組合など法人資格を有すれば入会できます。なお、平成25年4月1日付けで一般社団法人に移行したことに伴い、賛助会員として個人も入会できます。お申込は本会事務局(TE:0269-26-0748 FAX:0269-26-0768)または、各支部事務局までお願いします。

法人会会員証(シール)送付のご案内

【シール制度の案内】

法人会は、公益活動を行う非営利法人として、適切な申告・納税に向け、各種研修事業を行っています。 このシールには、会員証(ブルー)、決算説明会出席証(オレンジ)、研修会出席証(イエロー)の3種 類があり、これらは、確定申告書の欄外に貼付してください。

今回会員証シールを同封してお配りいたしました。e-Taxで申告されている場合は、同封の〔e-Tax 申告用紙〕にシールを貼り、お手数ですが信濃中野税務署(〒383-8686 中野市中央一丁目5番20号)へ郵送、又はご提出をお願いいたします。

なお、シールを紛失された場合は法人会事務局までご連絡ください。新しいものをお送りいたします。

発行/一般社団法人信濃中野法人会 TEL0269-26-0748 · FAX26-0768

●ホームページ http://www.shinnakahojin.or.jp ●メールアドレス info@shinnakahojin.or.jp

編集 広報委員会 印刷 高錦堂印刷 会報「しんなか法人」の誌代は、法人会員につきましては年会費のなかに含まれております。